

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法	
根 拠 条 項	第19条	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	<p>1 処分の要件 次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるとき。</p> <p>(1) 法第17条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 (2) 法第18条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合</p> <p>2 処分の内容 上記要件の各号に対し、次に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 上記(1)の場合、当該運搬を行った者 上記(2)の場合、当該汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）</p>	
	参 考 事 項	法第17条（施行規則第65条）、第18条 （罰則）法第65条
	設定等年月日	平成26年8月1日設定（令和3年4月1日最終変更）